

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金の交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉施設の防犯対策を行う事業者に対し、予算の範囲内において社会福祉施設防犯対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、社会福祉施設の利用者等の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設 次に掲げる施設をいう。

ア 障害福祉サービス事業所 事業者が設置した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設

イ 障害者支援施設 事業者が設置した法第5条第11項に規定する障害者支援施設

ウ 共同生活援助事業所 事業者が設置した法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所

エ その他施設 事業者が設置したアからウまでに掲げる社会福祉施設以外の施設であって、社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号。以下「国要綱」という。）第2の2に規定する社会福祉施設等のうち市長が必要があると認めるもの

(2) 防犯対策 国要綱第2の3に規定する「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）により整備される防犯対策をいう。

(3) 事業者 国要綱第2の4に規定する設置者（社会福祉法人及び医療法人を除く）をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を備えた事業者とする。

(1) 市内において、市長が必要があると認める社会福祉施設を経営していること。

(2) 国要綱による補助金が交付されるものであること。

(3) 施設及び設備が国及び市の定める基準を満たしていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国要綱第2の9に基づき市が行う申請に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条の規定に基づき国が交付した社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付決定通知書の事業に要する経費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者の代表者は、船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市社会福祉施設防犯対策費補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金実績報告書(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に当該補助事業の出来高に応じ、その出来高の9割を限度に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく社会福祉施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名



社会福祉施設防犯対策費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 申請額算出内訳書
 - (3) 歳入歳出予算書
 - (4) 国又は各種補助団体から補助金が交付されることを証する書類
 - (5) 契約書又は請書(見積書)の写し
 - (6) 配置図及び平面図
 - (7) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付可否決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった社会福祉施設防犯対策費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額

円

(2) 交付の条件

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった社会福祉施設防犯対策費

計画変更
補助事業を 中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
廃 止

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容(計画変更の場合)
変更前

変更後

第4号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった社会福祉施設防犯対策費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績の報告書
- 2 精算額算出内訳書
- 3 歳入歳出決算書(見込書)
- 4 整備部分の写真
- 5 その他市長が必要があると認める書類

第5号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

船橋市長

㊟

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |

第6号様式

船橋市社会福祉施設防犯対策費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名

㊦

社会福祉施設防犯対策費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 請求金額 | | | 円 |
| 2 | 交付決定額 | | | 円 |
| | 交付決定日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 交付確定額 | | | 円 |
| | 交付確定日 | 年 | 月 | 日 |

注 補助事業が完了していない場合は、出来高調書を添えてください。